

令和7・8年度吸収・除去系カーボンプレジット創出促進事業 募集要項

本募集要項では、農林水産分野における東京都（以下、「都」という。）内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出を促進するための実証事業を行うスタートアップを募集します。

募集の概要（詳細は次頁以降を参照）

1. 事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO₂の排出削減の取組に加え、大気中のCO₂を吸収し、除去する取組も不可欠です。そのため、「吸収・除去系カーボンプレジット創出促進事業」（以下、「本事業」という。）では、革新的な技術・ビジネスアイデアを持つスタートアップと連携し、多摩・島しょ地域を中心とする東京の自然資源を活用した実証事業を通じて、農林水産分野における、都内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出モデルを作り出すことを目的としています。

2. 事業の概要

本事業では、農林水産分野におけるCO₂の吸収・除去に関する優れたアイデアや技術等を有するスタートアップを公募・選定し、都内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出に向けた実証事業に対して、事業に係る経費の負担や、運営事務局による伴走支援を実施します。

3. 募集対象となる事業者

原則として都内に主たる事業所を置くスタートアップであること。都外に主たる事業所を置くスタートアップについては、本事業を通じて都内でのカーボンプレジット創出に寄与するアイデアや技術等を有すること。

4. 募集する実証事業のテーマ

農業、林業または水産業のいずれかの分野において、東京都内で実施する、吸収・除去系カーボンプレジットの創出に資する実証事業

※ 本事業における「吸収・除去系カーボンプレジット」とは、東京の自然資源を活用し、大気中のCO₂を吸収・除去することにより創出されたカーボンプレジットとします。

5. 応募方法

次頁以降の詳細情報を確認の上、別添の申請書を企画提案書とともに電子メールで提出

応募受付期間：令和7年5月29日（木曜日）～ 令和7年6月25日（水曜日）正午

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

吸収・除去系カーボンプレジット創出促進事業 運営事務局（ポストン コンサルティング グループ合同会社）

メールアドレス：Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com

1. 本事業について

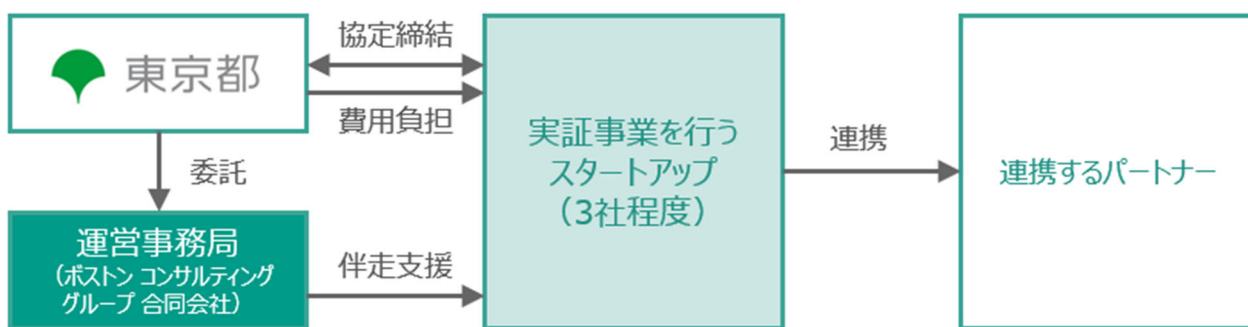
(1) 本事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO₂の排出削減の取組に加え、大気中のCO₂を吸収し、除去する取組も不可欠です。そのため、「吸収・除去系カーボンプレジット創出促進事業」(以下、「本事業」という。)では、革新的な技術・ビジネスアイデアを持つスタートアップと連携し、多摩・島しょ地域を中心とする東京の自然資源を活用した実証事業を通じて、農林水産分野における、都内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出モデルを作り出すことを目的としています。

(2) 本事業の概要

本事業では、農林水産分野におけるCO₂の吸収・除去に関する優れたアイデアや技術等を有するスタートアップを公募・選定し、都内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出に向けた実証事業に対して、事業に係る経費の負担や、運営事務局による伴走支援を実施します。

(事業スキーム)



2. 募集の内容

(1) 募集対象事業者（応募要件）

対象事業者は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

- ① 農業、林業、水産業のいずれかの分野において、都内での吸収・除去系カーボンプレジットの創出につながる事業（吸収・除去ソリューションの開発・提供、吸収・除去の実施、吸収・除去量の可視化、クレジット認証支援等）を展開するスタートアップであること。
 - 本事業における「スタートアップ」とは、次の要件を全て満たすものとします。
 - 革新的なアイデアを持ち、新たなビジネス領域で急速な成長を志向するスタートアップであること。
 - 創業後（第二創業を含む。）10年未満であること。
 - 原則として都内に主たる事業所を有していること。都外に主たる事業所を置く場合は、本事業を通じて都内でのカーボンプレジット創出に寄与するアイデアや技術等を有すること。
 - 本事業における「吸収・除去系カーボンプレジット」とは、東京の自然資源を活用し、大気中のCO₂を吸収・除去することにより創出されたカーボンプレジットとします。

- ② 実証事業期間中、あるいは実証事業期間終了後数年以内に、吸収・除去系カーボンのクレジットの創出を実現するための、具体的な道筋を示していること。
- ③ 吸収・除去系カーボンのクレジットの創出につながる実証事業の実施能力を有するとともに、クレジットの創出を実現し、幅広い社会実装を成し遂げる明確な意思があること。
- ④ 財務状況が健全であり、実証事業に必要な資金を調達できる見込みがあること。
- ⑤ 定期的な進捗報告、成果報告会への出席等、必須のプログラムに取り組むこと。
- ⑥ 採択事業に関する情報や実証事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く）。
- ⑦ 同一事業期間内に、同一の実証事業に対する国や他の地方自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- ⑧ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ⑨ 反社会的勢力、又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑩ 会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑪ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑫ 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑬ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。

(2) 募集する実証事業

本事業では、農業、林業または水産業のいずれかの分野において、都内での吸収・除去系カーボンのクレジットの創出に資する実証事業を募集します。なお、実証事業の実施場所は東京都内とし、事業の実施場所は応募事業者の責任により選定・確保するものとします。

実証事業は、書類及びプレゼンテーションによる審査を経て、計 3 件程度の採択を予定しています。

(3) スケジュール

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、実施スケジュールは事業の進捗等により変更となる可能性があります。



① 実証事業の準備 令和 7 年 8 月上旬 ～ 8 月下旬 (予定)

- ・採択スタートアップは、本事業の目的が効果的に達成できるよう、「実施計画書」を作成します。
- ・実証事業に係る必要な機材やシステム等の手配、協力企業等との調整を行います。準備が整った採択スタートアップから、実証事業を開始します。
- ・実証事業の準備・実施において、各採択スタートアップのニーズに応じて、運営事務局の助言を得ることができます。詳細は、採択後に採択スタートアップと協議のうえ決定します。

② 実証事業の実施 令和 7 年 8 月下旬 ～ 令和 8 年 12 月 (予定)

- ・実証事業を実施するとともに、都及び運営事務局が行う事業成果の広報及び PR (中間報告会等) に参加します。
- ・運営事務局が実証事業の進捗を管理、支援するとともに、必要な助言を行います。

③ 実証事業終了後の成果報告・情報発信 令和 9 年 1 月 ～ 3 月 (予定)

- ・事業成果の広報及び PR (最終報告会等) を実施します。

④ その他

- ・採択スタートアップは、運営事務局が開催する各種報告会等に参加するほか、本事業の広報活動や PR に積極的に協力するとともに、事業成果を自主的・積極的に広く周知していただきます。
(例：ウェブサイトへの情報掲載、参加者による自社プレスリリースの発信、各種イベント等における発表等)
- ・採択スタートアップは、月一回程度の頻度で、運営事務局に対して実証事業に関する進捗状況の報告を行ってください。報告方法は、書面の提出、会議の実施による報告などの組み合わせを予定しています。
- ・採択された事業の情報や、実証事業の写真・動画を都が広報に利用する場合があります (機密情報、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く)。

(4) 応募方法

本事業への参加を希望する事業者は、以下の応募受付期間内に、申請書と企画提案書を運営事務局宛てに電子メールにて送付してください。

応募受付期間：令和 7 年 5 月 29 日 (木曜日) ～ 令和 7 年 6 月 25 日 (水曜日) 正午

提出先：吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業 運営事務局 (ポストン コンサルティンググループ 合同会社)

メールアドレス：Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com

提出書類

書類	様式
申請書	別添の申請書のフォーマットをダウンロードし、必要項目を記入してください。
企画提案書	様式は自由、表紙を含め 15 枚までとし、PDF 形式で 5MB 以内を目途に作成してください。なお、別紙にて補足資料等を提出することは可能ですが、提案の主要な内容は企画提案書本体に記載してください。

書類	様式
	企画提案書は、後述の審査会で用いるプレゼンテーション資料として使用することを想定して作成してください。 企画提案書に記載する内容については、別紙 1「企画提案書に記載する内容」をご確認ください。

留意点

- 1 社が複数事業を応募することは可能ですが、その場合には事業毎に企画提案書を提出してください。
- 審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります。ご了承ください。

3. 審査

(1) 採択スタートアップの選定方法

採択するスタートアップは、提出書類の事前審査及び外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査の結果により決定します。

- 審査会は令和 7 年 7 月 9 日 (水曜日) の開催を予定しています。
- 審査会では、プレゼンテーションを行っていただきます (原則として経営者、もしくはそれに準ずる責任者による発表をお願いします)。
- なお、審査会は、提出書類に基づく事前審査に合格した企業のみが参加できます。審査会への参加可否、および実施場所と日時については、個別に連絡を行います。

(2) 審査項目

事前審査および審査会では、以下の観点に基づく評価を行います。

大項目	中項目
1.事業の革新性・有望性	新規性 - 新規性/独自性が高い提案であるか 吸収・除去のポテンシャル - 将来的に創出される除去量・クレジットのポテンシャルの大きさ 実現可能性 - 実施方法、スケジュール、財務・資金繰り等の事業計画が実現可能なものであるか - 事業 (技術、ビジネス等) が社会実装されるまでの道筋が明らかになっており、その実現のための効果的な実証事業が企画されているか。本事業期間内にクレジット認証を取得する見込みがあるか - クレジット認証の取得またはその取得を目指した試みに関する実績はあるか - 企業の経営状況が良好であるか

2.モデルケースとしての適格性	普及可能性 - 実証を目指す事業（技術、ビジネス等）が、多くの農林水産事業者等に活用できるものとなっており、幅広く普及することが期待できるか 波及効果 - 実証を目指す事業（技術、ビジネス等）が、農林水産事業者等に留まらず、幅広いステークホルダーに好影響を与えることが期待できるか
3.地場性	都への還元性 都の地域特性を踏まえた提案となっており、都内におけるクレジットの創出に資することが期待できるか

4. 協定の締結（協定金の支払い）

採択されたスタートアップは、都と実証事業の実施に係る協定を締結していただきます。実証事業に係る経費は、協定に定める範囲内で、都からスタートアップに協定金として支払います。協定金の上限額等は以下のとおりです。なお、対象経費等の詳細は、協定に基づき決定します。

① **都は、採択スタートアップに対して最大 4,000 万円を支払います。**

※協定金の支払い上限は、令和 7 年度 1,500 万円、令和 8 年度 2,500 万円とします。

- 実証事業に要する経費について、毎年度、採択スタートアップが都に対して報告します。
- 都の規定や基準に基づき、報告された経費を審査の上、適正な支出と認められた範囲で協定金の支払いを行います。

② **支払いは、実証事業の期間中、事業終了後の計 2 回に分けて行います（令和 7 年度分の経費について令和 8 年 5 月頃、令和 8 年度分の経費について令和 9 年 5 月頃の支払いを予定しています）。**

- 各年度の対象経費は、当該年度の 3 月 31 日までに契約、履行が完了した経費が対象となります。令和 7 年度に履行した経費を、令和 8 年度分の経費に含めることはできません。

③ **協定金の対象となる経費は、別紙 2「協定金の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、以下の全ての条件に合致するものです。**

- 実証事業を実施するために必要な経費
- 支援対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
- 使途、単価、規模等の確認が可能であり、本実証事業に係るものとして明確に区分できる経費

④ **以下に該当する経費は、上記③に関わらず協定金の対象外となります。**

- 間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、都の事前承認を受けたものを除く。）
- 実証事業の関係の有無にかかわらず、資産性のある機器・備品等の購入にかかる経費
- 複数年度にわたり継続する契約で、契約の履行と経費の支払いが年度をまたぐ経費
- 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備がある経費
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- 2 か年度以上にわたり実施する契約に係る経費で、年度ごとに区分できない経費
- その他、実証に係る経費として適正ではないと都が判断する経費

5. 留意事項

- ① 以下の場合、審査対象外とします。
 - 応募内容に不備がある場合
 - 応募に際し虚偽の情報を記載し、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
 - 募集要項が定める事項を満たさない場合
 - その他、都が不適切と判断する場合
- ② 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都、運営事務局、審査員にて本事業に必要な範囲で利用、共有されます。また、応募情報を事前の承認なく、都、運営事務局、審査員以外の第三者に提供することはありません。
- ③ 審査経過・審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- ④ 本事業への参加が不適切であると都及び運営事務局が判断した場合には、途中で辞退いただく場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 実証事業の実施は、関係法令等を遵守し、採択されたスタートアップの責任で行ってください。実証事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、採択されたスタートアップがその費用を負担してください。
- ⑥ 本事業の審査会、成果報告会への参加費用は無料です。ただし、交通費・通信費等は参加者の自己負担となります。
- ⑦ 本事業では広報を目的とした審査会、実証事業の風景及び成果報告の撮影を実施します。なお、撮影及び映像の使用にあたっては、採択スタートアップの同意を得ることとします。

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

吸収・除去系カーボנקレジット創出促進事業 運営事務局（ポストン コンサルティング グループ合同会社）

メールアドレス：Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com

【別紙 1】 企画提案書に記載する内容

- 企画提案者のミッション・ビジョン、戦略
- 吸収・除去系カーボンプレジット関連事業の概要
 - 事業の背景、ゴール、戦略、自社の優位性、事業の重要性 等
- 事業の幅広い社会実装に向けたロードマップ
 - 事業化の目標年次
 - マイルストーン
 - 過去の取組と今後の計画
 - 今回提案する実証内容の位置づけ 等
- 実証事業の提案
 - 目的、ゴール設定
 1. 目指すゴール
 2. 今回応募する実証事業が、クレジット創出の実現に向けての課題や阻害要因をどのように解決するのか、どのような位置づけにあるのかがわかるよう記載してください
 3. 今回実証事業を通して実現するイノベーションや社会変革、社会の将来像はどのようなものか、関連する社会的背景等も含めて、簡潔に記載してください
 - 提案する実証事業の内容、方法
 1. 実証事業の領域 (1.農業、2.林業、3.水産業のうちのいずれかを選択し、明記してください)
 2. ビジネスモデルや事業スキーム
 3. 実証したい事項、実施内容
 - 課題、解決のための仮説、検証方法 (いつ、どこで、誰が、どのように検証するか)、成果指標 等
 - 実証事業を実施するにあたり、想定される課題、その解決方法を含めてください
 4. 実証事業を実施する自社の能力、競合他社に対する競争優位性
- 工程計画・実施体制
 - 実施スケジュール
 - 実施場所や期間
 - 実証事業の実施にあたり連携する事業者や行政機関等があれば、連携内容と調整状況を記載
- 資金計画
 - 想定する本実証事業の費用総額、内訳の計画 (税込)
 - 本事業に必要な資金の調達、資金繰りの計画

※協定金の支払い対象は別途定める費用に限定されます。1 事業あたり上限金額は原則として 4,000 万円とします。また、協定金の支払い上限は、令和 7 年度 1,500 万円、令和 8 年度 2,500 万円とします。

【別紙 2】 協定金の対象となる主な経費

経費区分	内容
人件費	実証事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金（パート・アルバイトを含む。） ※運営費の支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む。
工事費・設備費	実証事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費（納品の際の配送費を含む。）
備品費・消耗品費	実証事業実施のために必要となる装置等の購入費（購入を行う際の配送費を含む。）
委託費	実証事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用
賃借料	機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料
使用料	実証事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料（初期費用含む。）
印刷製本費	実証事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費

※上記に含まれない経費であっても、実証事業に必要と認められる経費については協定金の支払いの対象となる可能性があります。具体的な対象範囲は、別途都と採択スタートアップが締結する協定書により決定します。